

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	老人クラブ活動補助金			補助金番号	C1-7	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課					
根拠名称 (交付規則以外)	在宅福祉事業費補助金交付要綱、枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱					
交付の目的	老人クラブ等に対し、同補助金を交付することにより、老人クラブ等活動の円滑化を図り、高齢者の福祉の増進に資する。					
補助対象経費	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱第4条に該当する老人クラブ等が行う 1. 教養関係活動費 2. 健康増進等活動費 3. 清掃奉仕活動費 4. 地域見守り活動費 5. 友愛訪問活動費等の活動経費					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	老人クラブ等					
開始年度	昭和38 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	19,021	18,624	18,095	17,539	
決算額	17,824	15,849	15,037	/	
特定財源	国庫支出金	5,421	5,208		4,790
	府支出金	0	0		0
	その他	0	0		0
一般財源	12,403	10,641	10,247		

(件)

交付実績	217	215	198	
------	-----	-----	-----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	当該補助金は、老人クラブが行う地域社会活動や高齢者の健康増進に資する活動等の促進、また、老人クラブ活動の支援を行う市老人クラブ連合会等の活動の活性化につながることから広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標の達成に向け、高齢者の社会参加を支援するため、必要不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	当該補助金の交付を受けることにより、令和4年度の補助金交付申請実績において182の老人クラブ、総勢9,436人の高齢者及び、市老人クラブ連合会等の地域社会活動等の参画につながっている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	高齢者の社会参加促進に大きな効果を発揮している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	地域における社会活動は、地域住民によって行われるべきものであり、その地域社会活動を財政的に支援する補助金交付は、有効であると考えられる。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	老人クラブ活動補助金は、年齢、人数等一定の要件を満たしていれば、交付申請を行うことは可能である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	会員数等に基づく補助である(全額補助ではない)。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	要綱において、補助対象経費及び補助金基準額等を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページでの公表を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	当該補助金は、老人クラブが行う地域社会活動や高齢者の健康増進に資する活動等、また、老人クラブ活動を支援する市老人クラブ連合会等の活動に対して交付している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	補助金の交付申請時には、予算書を、実績報告時には決算書の提出を求めており、各クラブ等の財政状況を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	高齢者を構成員とする老人クラブ及び市老人クラブ連合会等が、地域社会に貢献する社会活動を継続して行っていくためには、活動経費の一部を補助する市からの財政的支援が必要不可欠であり、老人福祉法第13条の趣旨に基づき、当該補助を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	老人クラブ連合会事務費補助金		補助金番号	C1-8	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課				
根拠名称 (交付規則以外)	在宅福祉事業費補助金交付要綱、枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱				
交付の目的	老人クラブ活動事業の業務を行う枚方市老人クラブ連合会に対し、同補助金を交付することにより、老人クラブ等の活動の円滑化を図り、高齢者の福祉の増進に資する。				
補助対象経費	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱第4条に該当する老人クラブ連合会の活動にかかる人件費(アルバイト賃金)、役務費(電話基本料)				
補助率・補助額	その他				
交付先	枚方市老人クラブ連合会				
開始年度	昭和38年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	5,121	5,683	5,638	5,780	
決算額	5,108	5,207	5,207	/	
特定財源	国庫支出金	1,702	1,736		1,735
	府支出金	0	0		0
	その他	0	0		0
一般財源	3,406	3,471	3,472		

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	当該補助金は、市老人クラブ連合会事業(老人クラブの幅広い社会活動を促進するため、老人クラブに対して同連合会が行う指導等の活動に係る事業)を行うにあたり、その運営に必要な経費の一部を補助するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	各老人クラブが円滑に地域社会活動を行うために、その支援を行う市老人クラブ連合会が財政的に安定して運営されることは必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和4年度補助金交付申請実績において、市老人クラブ連合会へ参加している老人クラブの会員数は9,035名であり、指導取りまとめを行う団体が必要であり、高いニーズが見込まれる。
有効性	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	当団体の役割である老人クラブの指導取りまとめについて、市が直接行うより、経済面で、補助金交付により支援を行うほうが、効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	老人福祉法第13条において、地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないと定められており、単位老人クラブを核として組織されている市老人クラブ連合会は当該事業を行う者として、市から補助を行うものである。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	交付要綱において、補助対象経費及び補助金基準額等を定めており、全額補助となっていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱において、補助対象経費及び補助金基準額等を定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページでの公表を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	老人福祉法第13条において、地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないと定められており、当該補助金は援助の一方策であると考えられる。
	交付団体の財政状況等を動かし補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	当該団体は、法人格を持たない任意団体であり、営利を追求せず、指導取りまとめをおこなっている。法の趣旨に基づき、支援の継続は必要である。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
老人福祉法第13条において、地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないと定められており、当該補助金は援助の一方策であると考えられる。 当該団体は、法人格を持たない任意団体であり、営利を追求せず、指導取りまとめをおこなっている。従って当該補助金の多寡によって、重大な影響を与える。	

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	老人福祉法第13条において、地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないと定められており、単位老人クラブを核として組織されている市老人クラブ連合会は、法人格を持たない任意団体であり、営利を追求せず、老人クラブの指導取りまとめ等を行っている。当該活動を行うためには、活動経費の一部を補助する市からの財政的支援が必要不可欠であると考えられるため、当該団体への補助は継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	軽費老人ホーム事務費補助金			補助金番号	C1-11
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱				
交付の目的	枚方市内に老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置、運営する社会福祉法人に対し、事務費(サービスの提供に要する費用)補助金を交付することにより、軽費老人ホームを利用する高齢者の利用料を軽減する。				
補助対象経費	サービスの提供に要する費用として支出した職員に係る経費(賃金、旅費、被服費及び社会保険料)、嘱託医に係る経費その他の利用者の保健衛生に係る経費並びに設備の修繕、維持及び管理に係る経費の合計額と事務費基準額のいずれか少ない額から事務費本人徴収額を控除した額				
補助率・補助額	定額補助				
交付先	枚方市内の軽費老人ホームを運営する社会福祉法人				
開始年度	平成26年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	<input type="radio"/>	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	210,000	210,000	210,000	211,275	
決算額	204,604	207,700	206,596	/	
特定財源	国庫支出金	0	0		0
	府支出金	0	0		0
	その他	0	0		0
一般財源	204,604	207,700	206,596		

(件)

交付実績	8	8	8	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	軽費老人ホームは、第一種社会福祉事業であり、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標に掲げる高齢者が地域でいきいきと暮らせるまちの実現のため、必要不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	市内には8施設302床の軽費老人ホームがあり、うち約290名が入所している。実質的に利用者の負担軽減を行う本補助金は必要不可欠である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	本事業は、在宅での生活に不安のある低所得の高齢者が生活する施設であり、本補助金を交付することで、利用者の負担を軽減しており、安心・安定した生活の実現に寄与している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	第一種社会福祉事業は、地方公共団体及び社会福祉法人のみが実施できる公共性の高い事業であるが、行政が直接行うより、効果的である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	交付対象法人は、市内で軽費老人ホームを運営する社会福祉法人である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	本人の収入に基づき、基準額までの差額を補助するものであり、全額補助ではない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	国通知に基づき、基準、要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	対象となる法人に通知している。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	本補助金は、三位一体の構造改革により、一般財源化された施策。軽費老人ホームが所在する全ての都道府県、政令市及び中核市が実施している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	国通知に基づいており、市単独の加算はない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	本補助金は、入所される方の収入の多寡により、基準額までの差額を補助し、もって、利用者の保護を行うもの。 本補助金の交付がなくなると、軽費老人ホームを利用されている方の大半にとっては、1ヶ月あたりの負担額が、一挙に最大で約8万5千円の負担増となり、甚大な影響を及ぼすこととなるため、現状のまま継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	公的介護施設等整備補助金			補助金番号	C1-12	
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市公的介護施設等整備補助金交付要綱					
交付の目的	本市において公的介護施設等の整備を行う者に対し、公的介護施設等整備補助金を交付することにより、公的介護施設等の整備を促進し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。					
補助対象経費	施設整備にかかる工事費、事務費等					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	介護保険施設等の整備法人					
開始年度	平成22年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	595,621	641,173	48,562	312,285
決算額	73,096	602,477	44,277	/
特定財源	国庫支出金	0	7,234	
	府支出金	73,096	35,701	
	その他	0	1,342	
一般財源	0	7,000	0	

(件)

交付実績	2	16	17	
------	---	----	----	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	多数の要介護高齢者が入所を希望している特別養護老人ホーム(地域密着型特養含む)等の整備は必要であり、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	実行計画に掲げる施策目標の達成のため、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	特別養護老人ホーム(地域密着型特養含む)等は、多数の高齢者が入所を希望しており、高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	特別養護老人ホーム等の新規開所により、待機者数は減少する。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	社会福祉法人等の整備に対し、国庫又は府支出金を財源とした補助金を交付している。市が直接整備するより、より効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	補助金を交付する社会福祉法人等は、公募等により選定された整備事業候補者である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	国又は大阪府の当該補助金要綱に上限となる単価や補助率が設定されている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助率、補助金額、補助対象経費等は、財源となる国又は大阪府の当該補助金要綱に規定されており、本市要綱も同様としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	本補助金を活用して整備を行う事業候補者選定にかかる募集要項等をホームページ上で公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	特別養護老人ホーム(地域密着型特養含む)等の整備は、ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期)に基づくものである。
	交付団体の財政状況等を助産し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	介護保険施設等整備審議会で、整備法人の財務状況を審査している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備は、大阪府に設置された地域医療介護総合確保基金を活用することが可能となっている。また、特別養護老人ホーム(地域密着型特養含む)等の介護保険施設は、多数の高齢者が入所を希望しており、高いニーズを把握していることから、ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期)において、地域密着型特別養護老人ホーム等の新規整備を計画しており、引き続き、当該基金を活用した施設整備を現状のまま継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	社会福祉法人利用者負担軽減事業費補助金			補助金番号	C1-23
所管部署	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課				
根拠名称 (交付規則以外)	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱・大阪府介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金交付要綱・枚方市社会福祉法人による生活困窮者等に係る利用者負担額の軽減に対する補助金の交付に関する要綱				
交付の目的	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者の利用者負担額を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る取り組みに対して補助を行うもの。				
補助対象経費	社会福祉法人の軽減額から本来の利用料収入額の1%を控除した額の50%を交付対象としている。				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	本事業を実施している社会福祉法人				
開始年度	平成12年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	620	548	548	548
決算額	235	176	122	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	182	97	
	その他	0	0	
一般財源	53	38	25	

(件)

交付実績	4	3	2	/
------	---	---	---	---

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	利用者のうち、一定の要件を満たした利用者負担額軽減対象者に対し、実際に軽減を実施した社会福祉法人等を補助対象事業者としている。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	補助金により社会福祉法人等の負担を軽減することで、低所得者に対する補助事業の実施促進が図られる。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和3年度においては、補助要件(本来の利用料収入の1%を超える軽減を実施)を満たしている法人すべて(補助金辞退法人除く)に対し、補助金交付した。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	令和3年度末時点において、当該事業の対象者であることを示す確認証交付者数は28人である。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	国および府の要綱に基づく補助金事業として実施している。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす社会福祉法人等が交付申請可能である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象事業費の2分の1を補助する。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	国および府の要綱に基づく補助金事業として実施している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	国および府の要綱に基づく補助金事業として実施している。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国の「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づき事業を実施している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	国および府の要綱に基づき定率補助している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	国の通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日厚生省老人保健福祉局通知)に基づき、全国の90%以上の保険者が実施している補助事業であり、低所得者の介護保険利用者負担額を軽減することにより、必要とする介護保険サービスの利用促進が図られるため。
対応完了・廃止予定時期	